

4 議案第4号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表（抜粋）
（第1条関係）

改正案						現行							
別表第1（第3条関係） 町長の附属機関						別表第1（第3条関係） 町長の附属機関							
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
(略)							(略)						
おいらせ町人・農地プラン検討会	(1) 人・農地プランの作成に必要な取組事項の検討に関すること。 (2) 地域での話し合いを受けて作成された人・農地プランの妥当性の判断、検討に関すること。 (3) その他必要な事項に関すること。	10人以内	(1) 町農林水産課長 (2) 町農業委員会の委員 (3) 十和田おいらせ農業協同組合ももし支店 (4) 十和田おいらせ農業協同組合下田支店 (5) 町担い手協議会代表者 (6) 土地改良区を代表する者 (7) 女性農業関係を代表する者 (8) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 町農林水産課長 (2) 副会長 会長の指名	農林水産課	おいらせ町経営再開マスタープラン検討会	(1) 経営再開マスタープランの作成に必要な取組事項の検討に関すること。 (2) 地域での話し合いを受けて作成された経営再開マスタープランの妥当性の判断、検討に関すること。 (3) その他必要な事項に関すること。	10人以内	(1) 町農林水産課長 (2) 町農業委員会の委員 (3) 十和田おいらせ農業協同組合ももし支店 (4) 十和田おいらせ農業協同組合下田支店 (5) 町担い手協議会代表者 (6) 土地改良区を代表する者 (7) 女性農業関係を代表する者 (8) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 町農林水産課長 (2) 副会長 会長の指名	農林水産課
略							略						

(第2条関係)

改 正 案							現 行						
(附属機関の設置) 第3条 町長の附属機関として別表第1、 教育委員会 の附属機関として別表第2 及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3 に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。							(附属機関の設置) 第3条 町長の附属機関として別表第1 及び教育委員会 の附属機関として別表第2に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。						
別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関							別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略							略						
おいらせ町表彰審査会	おいらせ町表彰条例(平成18年おいらせ町条例第181号)によりその権限に属させられた事項を審査すること。	10人以内	(1) 町議会を代表する者 (2) 町教育委員会を代表する者 (3) 町農業委員会を代表する者 (4) 町商工会を代表する者 (5) 町社会福祉協議会を代表する者 (6) 町連合婦人会を代表する者 (7) 町の職員 (8) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	総務課	おいらせ町表彰審査会	おいらせ町表彰条例(平成18年おいらせ町条例第181号)によりその権限に属させられた事項を審査すること。	10人以内	(1) 町議会の議員 (2) 学識経験を有する者 (3) 町の職員 (4) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	総務課
略							略						
おいらせ町の総合計画に		20人以内	(1) 町教	2年	(1) 会長	企画	おいらせ町の総合計画に		20人以内	(1) 町議	2年	(1) 会長	企画

改正案						現行					
町総合計画 画審議会	関し必要な調査 及び審議をする こと。	内 (公募による者を含む)	育委員会の (2) 町農業委員会の 委員 (3) 国又は県の地方 行政機関の 職員 (4) 町内の公共的団 体の役員及び 職員 (5) 学識 経験を有する者 (6) その他町長が必要と認める 者	員の互選 (2) 会長職務 代理者 会長の指名	財政課	町総合計画 画審議会	関し必要な調査 及び審議をする こと。	内 (公募による者を含む)	会議員 (2) 町教育委員会の 委員 (3) 町農業委員会の 委員 (4) 国又は県の地方 行政機関の 職員 (5) 町内の公共的団 体の役員及び 職員 (6) 学識 経験を有する者 (7) その他町長が必要と認める 者	委員の互選 (2) 会長職務 代理者 会長の指名	財政課
おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議すること。 (1) おいらせ町人口ビジョンに関する事項 (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生(以下「総合戦略」という。)の策定及び見直しに関する事項 (3) 総合戦略の検証に関する事項 (4) その他町長が必要と認め	20人以上以内 (公募による者を含む)	(1) 町教2年 育委員会の (2) 町農業委員会の 委員 (3) 国又は県の地方 行政機関の 職員 (4) 町内の公共的団 体の役員及び 職員 (5) 学識 経験を有する者 (6) その他町長が必要と認める 者	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	企画 財政課	おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議すること。 (1) おいらせ町人口ビジョンに関する事項 (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生(以下「総合戦略」という。)の策定及び見直しに関する事項 (3) 総合戦略の検証に関する事項 (4) その他町長が必要と認め	20人以上以内 (公募による者を含む)	(1) 町議2年 会議員 (2) 町教育委員会の 委員 (3) 町農業委員会の 委員 (4) 国又は県の地方 行政機関の 職員 (5) 町内の公共的団 体の役員及び 職員 (6) 学識 経験を有する者 (7) その他町長が必要と認める 者	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	企画 財政課

改正案							現行							
略	る事項						略	る事項						
おいらせ町	(1) 一般廃棄物の減量等に関する施策の基本的事項について調査審議すること。 (2) 廃棄物の減量等に関する施策について必要に応じ意見を述べること。	25人以内 (公募者を含む)	(1) 商工業者 (2) 農林水産業者を代表する者 (3) 町内会連合会代表者 (4) 町内の社会教育団体の役員 (5) 町内の公共的団体の役員 (6) 町保健協力会代表者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 (2) 副会長 (3) 委員の互選	環境保健課	おいらせ町	(1) 一般廃棄物の減量等に関する施策の基本的事項について調査審議すること。 (2) 廃棄物の減量等に関する施策について必要に応じ意見を述べること。	25人以内 (公募者を含む)	(1) 商工業者 (2) 農林水産業者を代表する者 (3) 町内会連合会代表者 (4) 町内の社会教育団体の役員 (5) 町内の公共的団体の役員 (6) 町保健協力会代表者 (7) <u>町議会議員代表者</u> (8) 関係行政機関の職員 (9) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 (2) 副会長 (3) 委員の互選	環境保健課	
おいらせ町	町民の生涯を通じた健康づくり推進に必要な方策を体系的・総合的に推進するために次に掲げる事項について審議し、健康づくり活動の円滑な推進を図ること。 (1) 保健事業等の実施計画及び運営に関すること。 (2) 健康管理	20人以内 (公募者を含む)	(1) 地区医療機関を代表する者 (2) 教育機関を代表する者 (3) 保健衛生機関を代表する者 (4) 関係行政機関を代表する者 (5) 福祉関係団体を代表する者	2年	(1) 会長 (2) 副会長 (2名) 委員の互選	環境保健課	おいらせ町	町民の生涯を通じた健康づくり推進に必要な方策を体系的・総合的に推進するために次に掲げる事項について審議し、健康づくり活動の円滑な推進を図ること。 (1) 保健事業等の実施計画及び運営に関すること。 (2) 健康管理	20人以内 (公募者を含む)	(1) 地区医療機関を代表する者 (2) <u>町議会を代表する者</u> (3) 教育機関を代表する者 (4) 保健衛生機関を代表する者 (5) 関係行政機関を代表する者	2年	(1) 会長 (2) 副会長 (2名) 委員の互選	環境保健課	

改 正 案					現 行						
	の推進に関する こと。 (3) 健康づく り組織の育成に 関すること。 (4) 健康づく りの啓蒙活動の 推進に関するこ と。 (5) その他健 康づくりを推進 するために必要 な事項に関する こと。		(6) 事業 所を代表する 者 (7) 学識 経験を有する 者 (8) 体育 関係団体を 代表する者 (9) その 他町長が必要 と認める者				の推進に関する こと。 (3) 健康づく り組織の育成に 関すること。 (4) 健康づく りの啓蒙活動の 推進に関するこ と。 (5) その他健 康づくりを推進 するために必要 な事項に関する こと。		(6) 福祉 関係団体を 代表する者 (7) 事業 所を代表する 者 (8) 学識 経験を有する 者 (9) 体育 関係団体を 代表する者 (10) その 他町長が必要 と認める者		
略					略						
おいらせ 町介護保 険運営協 議会	略				おいらせ 町介護保 険運営協 議会	略					介護 福祉 課
おいらせ 町生活支 援体制整 備協議会	(1) 生活支援 体制整備事業 に関すること。 (2) その他生 活支援等の推 進に関して必 要と認められ ること。	12人以 内 (公募者 による)	(1)保健・2年 福祉関係 各種 ボランティア 関係者 (3)その 他町長が 必要と認 める者	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	介護 福祉 課						
おいらせ 町認知症 施策検討 委員会	(1) 認知症 合支援事業に 関すること。 (2) その他認 知症対策等の 推進に関して 必要と認めら れること。	12人以 内	(1)保健・2年 医療・福祉 ・介護等 関係者 (2)認知 症ケアに関 する学識 経験者 (3)その 他町長が 必要と認 める者	(1) 委員長 委員の互選 (2) 副委員 長 委員 の互選	介護 福祉 課						

改正案							現行							
略							略							
国民健康保険おいらせ病院運営審議会	国民健康保険おいらせ病院に必要事項を審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	おいせ病院	国民健康保険おいらせ病院運営審議会	国民健康保険おいらせ病院に必要事項を審議すること。	10人以内	(1) 町議会の議員 (2) 学識経験を有する者	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	おいせ病院	
別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関							別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関							
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	
おいせ町教育支援委員会	町が設置する学校に入学又は在学する者のうち、教育上特別な支援が必要であると認められる者等について調査審議し、就学先決定及び一貫した支援について助言を行うこと。	15人以内	(1) 医師、教職員及び児童福祉施設の職員 (2) 学識経験を有する者又は関係行政機関の職員	2年	(1) 委員長委員の互選 (2) 副委員長委員の互選	学務課	おいせ町就学指導委員会	町が設置する学校に入学又は在学する者のうち、教育上特別な支援が必要であると認められる者等について調査審議すること。	15人以内	(1) 医師、教職員及び児童福祉施設の職員 (2) 学識経験を有する者又は関係行政機関の職員	2年	(1) 委員長委員の互選 (2) 副委員長委員の互選	学務課	
略							略							
おいせ町奨学生選考委員会	奨学生の選考に関し、調査及び審議を行うこと。	8人以内	(1) 町社会福祉協議会の構成員 (2) 町校長会の構成員 (3) 町民生児童委員協議会の構成員 (4) 町青少年育成町民会議の構成員 (5) 学識経験を有する者	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 会長職務代理者会長の指名	学務課	おいせ町奨学生選考委員会	奨学生の選考に関し、調査及び審議を行うこと。	8人以内	(1) 町社会福祉協議会の構成員 (2) 町議会の議員 (3) 町校長会の構成員 (4) 町民生児童委員協議会の構成員 (5) 町青少年育成町民会議の構成員 (6) 学識経験を有する者	2年	(1) 会長委員の互選 (2) 会長職務代理者会長の指名	学務課	
略							略							
おいせ町	(1) 青少年の指	20人以内	(1) 関係	2年	(1) 会長	社会	おいせ町	(1) 青少年の指	20人以内	(1) 町議	2年	(1) 会長	社会	

改正案						現行					
町青少年問題協議会	導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 (地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条に規定する事項)	行政機関の職員 (2) 学識経験を有する者		委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	教育・体育課	町青少年問題協議会	導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 (地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条に規定する事項)	内 <u>会の議員</u> (2) 関係行政機関の職員 (3) 学識経験を有する者		委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	教育・体育課
略						略					
おいらせ町多目的ドーム整備検討委員会	(1) 多目的屋内運動施設整備の調査及び検討に関すること。 (2) その他施設整備の推進にむかいて必要と認められること。	10人以上 (1) スポーツ団体(公募による者) (2) 関係行政機関の職員 (3) 学識経験を有する者 (4) その他教育委員会が必要と認める者	2年以内	(1) 委員長 (2) 副委員長 委員の互選 互選	社会 教育・体育課						
別表第3(第3条関係) 町長及び教育委員会の附属機関											
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課					
おいらせ町プロボ	町が発注する委託業務等の	3人以上	(1) 学識経験を有する者	委員の互選	(1) 委員長 委員の互選	事業担当					

改正案				現行	
一	ザル審査委員会	随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに 行うプロポーザル方式による事業者の選定についての 審議及び審査に関すること。	する者又は実施業務に関し は実施業務に関し 務に関し 専門的知識を有する者 (2) 町の職員 員 (3) その他町長が必要と認める者	任命された日から 長委員の 互選 業者が 選定さ れる日 まで	(2) 副委員長委員の
備考					
(1) この表中おいらせ町プロポーザル審査委員会の所掌事項に関する事務において、業務内容等により外部委員を用いない場合は附属機関の設置を要しない。					
(2) この表中おいらせ町プロポーザル審査委員会の会議名称には、委託業務等の名称を付すものとする。					